

### 3 提案募集方式に関する FAQ (よくあるご質問)

**Q1** 共同提案と追加共同提案はどう異なるのでしょうか。

**A** 「共同提案」とは複数の地方公共団体等がそれぞれの首長の了解の下、対等な立場で提案するものです。提案募集方式では、「全国的な制度改正に係る提案」を募集の対象としているため、制度改正等を行うことにより幅広い地方公共団体等にとって役立つことを示す上では、複数の団体で行う「共同提案」を行っていただくことが効果的です。複数の団体から支障事例や制度改正による効果が示されることで、各府省と調整を行う際にも、行政サービスの現場の様々な実情を踏まえた建設的な議論を行うことができ、地方にとってより実効性のある制度改正等につなげることが期待できます。

一方、「追加共同提案」とは、それぞれの団体が提案の形成に関わる「共同提案」とは異なり、既に提出された提案に対し、賛同する団体が追加共同提案団体として名を連ね、支障事例等を寄せるものです。これにより、他の団体が行った提案の実現を後押しすることができます。

**Q2** 追加共同提案団体は、提案団体と扱いが異なるのでしょうか。

**A** 追加共同提案団体とは、受け付けられた提案(提案募集の対象外のものは除く。)について、提案団体と同様の支障事例が生じているまたは同様に制度改正の必要性を認める地方公共団体等が、提案の趣旨に賛同の上、参画するものです。

したがって追加共同提案団体は「提案団体」や「共同提案団体」とは異なりますが、各種資料において追加共同提案団体となった団体名や寄せていただいた支障事例は公表します。多くの団体から幅広い支障事例が寄せられることは、各府省の真摯な検討を促す原動力となります。

**Q3** 過去に「対応不可」になった案件でも再度提案ができますか。

**A** 過去に調整の対象とならなかった案件(→P.40)や、各府省と調整を行ったものの実現できなかった案件(→P.39)であっても、前回提案時と比べて

- 支障事例や制度改正による効果を具体的に示すこと
- 提案を検討する前提となる情勢に変化があったことを示すこと

等により、検討・調整の対象となる可能性があります。

ただし、事前相談の時点でこれらが全て整っている必要はありません。内閣府とのやりとりを通して提案の内容をブラッシュアップする中で、検討・調整の対象とすることができる可能性がありますので、早めの事前相談をお願いします。

Q4

支障事例の記載がなくても、検討の対象としてもらえないでしょうか。

A

支障事例は、提案に説得力を持たせ、実現可能性を高めるために必要です。すなわち、地域で起こっている具体的な問題の事例・データや、制度見直しによる効果などを具体的に記載いただくことで、各府省において実効的な検討が可能となり、提案実現の後押しとなります。

ただし、現在はまだ支障となっていないものの、「今後起こりうる問題の防止や、新事業の実施に必要な規制緩和等」については、想定される支障や効果を記載いただくことで検討・調整の対象となる可能性があります(→Q5も参照)。

また、支障事例は、事前相談を始める時点から完全なものとなっている必要はありません。提案団体がお持ちの問題意識に沿った形で各府省の検討を促せるよう、事前相談を通じてブラッシュアップしますので、内閣府への早めのご相談をお願いします。

Q5

現在起きている問題の解決ではなく、生産性向上や効率化等のメリットが大きいために見直しを行うような提案についても対象となりますか？

A

現在起きている問題の解決だけでなく、「今後起こりうる問題の防止や、新事業の実施に必要な規制緩和等」が必要である場合も、想定される支障や効果を記載いただくことで検討・調整の対象となり得ます(→Q4も参照)。

Q6

権限移譲または地方に対する規制緩和に当たらない提案とはどのようなものでしょうか。

A

国が直接執行する事業の運用改善(例：国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和)や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制(官民共通規制)の見直しを求める提案(例：再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮)等、権限移譲や地方公共団体の事務処理またはその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外となります。

ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、内容によって対象となる場合があるので内閣府にご相談ください。

Q7

地方債に関する提案は対象となりますか。

A

地方債の充当対象の拡大や充当率の引上げなどの地方財政措置に関する提案は、権限移譲や地方に対する規制緩和にあたらなため、対象外となります。ただし、事務手続に関するものは対象となる場合もあるので内閣府にご相談ください。

Q8

**税財源に関する提案については、提案募集の対象とならないのでしょうか。**

A

税財源配分や税制改正等の財源措置は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、税制調査会や、国と地方の協議の場等において議論されているところです。したがって、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式にはなじまないものと考えられ、基本的に対象外ですが、地方公共団体の税に関する事務手続に関するもの等、権限移譲または地方に対する規制緩和に該当すると考えられる提案については対象となります。

Q9

**補助金等に関する提案はどのように扱われますか。**

A

提案の募集要項においては、これまでの地方分権における国庫補助負担金を巡る議論等を踏まえ、補助金等の要綱等による義務付け・枠付けの見直しを求めるもの、具体的には各種補助条件の見直しを求めるものや手続書類の簡素化を求めるもの等を提案募集方式による検討の対象としています。

一方で、補助率の引上げ、採択基準の引下げ、補助金の廃止による一般財源化等を求める提案は「権限移譲」・「規制緩和」に当たらないものと考えられ、検討の対象となりません。

また、規制緩和に当たる要素があるものの、予算の増額につながる提案については、地方分権の視点のみから議論を行うことができないため、内閣府と関係府省との間で調整を行うのではなく、主に予算編成過程で議論することとされます。

Q10

**当団体では、庁内で提案募集方式が浸透していません。内閣府はどのようなサポートを行っているのですか。**

A

内閣府では、地方公共団体をはじめ、地域の課題解決に向けて取り組む皆様に対して、提案募集方式をより深く知っていただくために研修講師派遣を行っています。研修では、座学形式だけでなく、参加者自身が検討していただくグループワーク形式など、ご要望に応じてオーダーメイドで行っています(→P.28)。ぜひお気軽にご相談ください。また、提案検討を後押しするための支援ツールもご用意しておりますのでご活用ください(→P.29～30)。



### フォローアップについて

対応方針に記載された案件のうち、「必要な措置を講ずる。」や「～～について検討し、〇〇年までに結論を得る。」などとされた、措置・検討事項が残る案件については、3か月(3月、6月、9月、12月末)ごとに、これまでの措置・検討状況、今後の予定等について、関係府省から報告を受け、フォローアップを実施しています。

法令改正の場合は、成立・公布まで、通知等の場合は、通知発出までフォローアップを継続します。

検討事項が残る案件のうち、当該年(度)に検討期限を迎えるものなどについては、地方分権改革有識者会議に進捗を報告したり、特に議論を深める必要のあるものについては、重点事項とし、地方分権改革有識者会議や提案募集検討専門部会で議論を行うなど、提案の実現が確実に図られるようにフォローアップを行っています。

フォローアップの状況については、内閣府HP(<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>)において公表しています。また、フォローアップを終了した案件を含め、提案により措置がなされた場合は、通知文等の資料をHPに掲載するとともに、地方公共団体に対しても、その内容等を直接お知らせしております。